

令和5年村上市議会第3回定例会会議録（第4号）

○議事日程 第4号

令和5年9月28日（木曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願
請願第 6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
請願第 7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願
- 第 4 議第 83号 村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例制定について
議第 84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定について
議第 85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議第 86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について
議第 87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第 89号 市道路線の認定について
議第 90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 93号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 94号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 95号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第 96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第 97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第 98号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
議第 99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第 8 議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
 議第104号 令和4年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
 議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
 議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定について
 議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
 議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 第 9 議第113号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第5号）
- 第10 議員発議第4号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額
 ・拡充を求める意見書の提出について
 議員発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額
 ・拡充を求める意見書の提出について
- 第11 議員発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について
- 第12 議員発議第7号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について
- 第13 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	3番	富樫雅男君
4番	高田晃君	5番	小杉武仁君
6番	河村幸雄君	7番	本間善和君
8番	鈴木好彦君	9番	稲葉久美子君
10番	鈴木一之君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木いせ子君
14番	川村敏晴君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（1名）

2番 菅 井 晋 一 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳	君
副 市 長	忠	君
教 育 長	遠 藤 友 春	君
政 策 監	須 賀 光 利	君
総 務 課 長	東 海 林	君
財 政 課 長	長 谷 部 俊 一	君
企画戦略課長	大 滝 敏 文	君
税務課課長補佐	東 海 林	君
市 民 課 長	永 田	君
環 境 課 長	阿 部 正 昭	君
保健医療課長	押 切 和 美	君
介護高齢課長	大 滝 き く み	君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉	君
こども課長	山 田 昌 実	君
農林水産課長	小 川 良 和	君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫	君
観 光 課 長	田 中 章 穂	君
建 設 課 長	須 貝 民 雄	君
都市計画課長	大 西 敏	君
上下水道課長	稲 垣 秀 和	君
会 計 管 理 者	菅 原 明	君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大	君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	木 村 俊 彦	君
消 防 長	田 中 一 栄	君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也	君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子	君

荒川支所長	平	田	智	枝	子	君
神林支所長	瀬	賀			豪	君
朝日支所長	岩	沢	深		雪	君
山北支所長	大	滝			寿	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。欠席の者1名で、菅井晋一君からは体調不良のため欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、富樫雅男君、20番、大滝国吉君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和4年8月3日からの大雨による災害に係る避難指示の解除についてご報告いたします。小岩内集落の全区域36世帯127人に発令をしております避難指示の解除につきましては、出水期の状況を見極めた上で判断すること、新潟大学災害・復興科学研究所のご意見を踏まえ、慎重に進めることといたしておりました。8月23日、新潟大学のト部教授にも現地を確認していただき、避難指示解除は可能である旨のご意見をいただいたところでもあります。その後も引き続き状況の把握に努めてきたところでもあります。市では、9月19日に災害対策本部会議を開催し、これまでの降雨時における出水状況、現地調査に対する新潟大学のご意見などを総合的に判断し、10月1日をもって避難指示を解除することといたしました。小岩内集落の皆様には9月21日と24日の両日に住民説明会を開催し、経緯についてご説明申し上げ、ご理解をいただいたところでもあります。1年2か月にわたる避難生活を余儀なくされてきた小岩内集落の皆様のご苦労はいかばかりかとお察し申し上げますが、避難指示解除後もこれまでと同様のサポート体制を継続し、住民の皆様の安心・安全が図られるよう支援をいたしてまいります。このたびの避難指示の解除により、発災以来発令しておりました避難指示は全て解除となるわけではありますが、災害からの復旧・復興は道半ばでありますので、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、去る9月15日、内閣総理大臣官邸において、小岩内区と村上市消防団の両団体が、令和5

年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞いたしましたので、ご報告いたします。小岩内区につきましては、本年6月の土砂災害防止功労者国土交通大臣表彰に続いて、また村上市消防団につきましては、本年2月の水防功労者国土交通大臣表彰に続いての受賞となりました。政府は、毎年防災週間の行事の一環として、災害時における防災活動などに関して顕著な功績のあった個人並びに団体を内閣総理大臣が表彰をすることといたしております。小岩内区においては、昨年8月3日からの大雨による災害に際し、区長をはじめ、防災士、消防団の的確な判断と迅速な避難行動により、大規模な災害であったにもかかわらず、一人の命も失うことなく人的被害の未然防止に多大な貢献があったこと。村上市消防団においては、同じく昨年の災害に際し、延べ約2,600人の団員が出動し、土砂災害による危険な状況の中、また自らが被災しているにもかかわらず、河川等の警戒巡視、住民の避難誘導や救助活動等、人命の安全確保と被害の軽減に多大な貢献があり、また被災地での土砂や流木の撤去等、長期的な支援活動を実施し、災害復旧に尽力されたこと、以上の功績が認められ、団体表彰を受賞されました。改めて昨年8月3日からの大雨による災害における小岩内区と村上市消防団の皆様の迅速な行動や献身的な活動に感謝を申し上げるとともに、敬意を表するものであります。

次に、塩谷区地内における地下水の汚染についてご報告いたします。今月9月11日、塩谷集落の住民から自宅の井戸水からシンナーのような異臭がすると村上保健所に相談があり、その後、村上保健所から本市に連絡がありました。市では直ちに周辺への注意喚起及び各世帯の使用水の状況を把握するとともに、必要な世帯への給水支援の対応を行ったところであります。今回相談のあった異臭がシンナーのような臭いということでありましたので、県による地下水調査の着手前ではありましたが、関係住民の最大限の安全を期するため、県の土壌・地下水汚染対策要領に基づく揮発性有機化合物による地下水の汚染が疑われる場合の調査範囲に準ずる形で、初動の対策エリアをシンナーのような臭いがすると相談のあった世帯を中心に、およそ半径1キロメートルの塩谷集落並びに福田集落の一部とし、当該住民に対し、このたびの状況を説明するとともに、地下水の使用を控えるよう周知をいたしたところであります。また、井戸水のみを使用する世帯に対しては給水支援を実施をいたしました。新潟県ではこのたびの相談を受け、新発田地域振興局健康福祉環境部環境センターによる地下水の調査を実施したわけではありますが、9月20日に発表された調査結果では、調査を実施した3か所のうち2か所から有害物質であるベンゼンが環境基準値を超えて検出されたところであります。ベンゼンの環境基準値が0.01ミリグラムパーリットル以下であるのに対し、調査地点の1か所では0.25ミリグラムパーリットルが検出され、もう一か所では0.4ミリグラムパーリットルのベンゼンが検出されました。これにより、県からは周辺の井戸所有者に対する飲用の抑制、農業用井戸所有者に対する注意喚起を行うよう本市に対して要請がありました。市ではこれを受け、改めて塩谷集落並びに福田集落の一部に調査の結果をお知らせするとともに、井戸水の飲用を控えるよう周知をいたしたところであります。井戸水のみを使用されているご家庭には引き続き飲料水

を配布するとともに、給水所を設け、給水支援を実施しているところであります。農業用井戸の使用状況についても確認を行い、井戸所有者に対し改めて注意喚起を行ったところであります。県では、有害物質のベンゼンを確認したことから、調査対象エリアを半径1キロメートルに拡大し、追加で6か所の地下水調査を実施をいたしました。調査の結果、このたび追加で調査した6か所いずれからもベンゼンの検出がなかったことから、塩谷集落並びに福田集落の一部の皆様にお知らせをするとともに、追加の調査結果について公表をいたしましたところであります。現在県と連携して原因究明に努めているところでありますが、引き続き井戸所有者への注意喚起並びに住民の皆様の安全確保に努めることといたしております。

次に、山北地域において、10月1日から新たな公共交通の実証運行が開始されますので、ご報告いたします。山北地域では、昨年、令和4年5月から山北地域における持続可能で利便性の高い交通ネットワークについて、山北地域公共交通あり方検討会で検討を重ねてまいりました。この取組に基づき、本年5月に改めて山北地域交通運営協議会を設置し、山北地域における新たな交通ネットワークをスタートさせることとなりました。路線バスについては、新たに山形県鶴岡市鼠ヶ関の商業施設までルートを延伸します。また、NPO法人おたすけさんぼくが運行する自家用有償旅客運送、(仮称)ボランティアタクシーを新たに導入します。これにより、山北地域における新たな公共交通体系がスタートすることとなるわけですが、令和6年9月まで実証運行を行い、その間住民アンケートを行うなど、さらなる利便性の向上を図り、令和6年10月からの本格運行につなげてまいりたいと考えているところであります。このたび新たに導入する自家用有償旅客運送については、現在仮称としてしているところでありますが、本格運行に向けて愛称なども設けていければと考えているところであります。

次に、教育委員会におけるスクールバスの運行誤り事案については教育長に報告をいたさせますが、このたびの件でご迷惑、ご心配をおかけをいたしました関係者の皆様には深くおわび申し上げます。今後同様の事案が発生しないよう再発防止の徹底を指示をいたしましたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長(三田敏秋君) 教育長。

○教育長(遠藤友春君) おはようございます。それでは、私のほうからスクールバスの運行誤りの件につきましてご報告いたします。

既に報道機関に公表させていただいたところでありますが、9月13日、市内小学校のスクールバス下校便におきまして、既定の停留所で児童を降車させず、発着場所の学校まで乗車させる事案が発生いたしました。児童、保護者並びに関係者の皆様にはご迷惑、ご心配をおかけし、心よりおわび申し上げます。本事案は、運行ルートの最終停留所において、眠っていて降車していない児童が1人車内に残っておりましたが、ドライバーの降車確認で発見できず、当該児童を乗せたまま学校

まで運行したものであります。バスが学校に到着し、すぐに児童が確認され、当該児童に体調不良等の異常はありませんでした。これまでもスクールバス運行時の安全管理の徹底について受託事業者に指示してきたところではありますが、このたびの事案を受け、改めて停留所における声かけや降車確認の徹底を各事業者に強く指示したところでもあります。また、このたびの事案は、交通量が多く、児童降車後の確認がしにくい停留所で発生したことから、停留所の最寄りで安全に車内確認ができる場所について当該事業者と話し合い、再度確認場所を設定したところでもあります。今後も事業者、学校と協議し、再発防止及び安全運行の確保に取り組んでまいります。

私のほうからは以上であります。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

10番、鈴木一之君。

○10番（鈴木一之君）　お世話さまになります。私は、今教育長からお話がありましたスクールバスの降り忘れという件であります。私どもも事業所でやはり送迎等々でさせていただきながら、その都度やっぱり名簿確認というか、徹底していただいて、例えば乗ってくる生徒さん、児童の方のその確認とか、今日はこのルートで何人の人たちが乗って、そしてまたそのところで例えば固有名詞で、名簿の中で降りる際に乗務員の方が「何君、気をつけて帰ってください。さようなら」とか、そういった丁寧の名簿と照らし合わせた中で降車を確認するとか、そういう徹底はされていなかったのでしょうか。私もその件がありました後、最寄りの小学校さんに伺いながら、徹底してそういうルールとか確認事項があるのかとお話をさせていただきましたのですが、それがやはりある学校とない学校とかということで、統一感がないということでお聞きしまして、私もそういうことではいかなものかなと思いつつ、憤りを感じておりました。幸い降りた子どもさんも居眠り等々だったということでありましたが、全国的にも降り忘れて、そして車庫まで入ってとか、人命もそれで損なわれたという件もありますので、その点も踏まえて、一過性で終わることなく、これからそういうルートの中でちゃんと名簿確認とか、もしあれだったら園バスとか、ああいうところでは助手の方も乗っておって、その人が確認してやっている園もありますが、そこまで至らなければ、その辺りの学校の教職員の方が今回バスに乗るメンバーの名前を一人一人ドライバーさんと確認しながら、降りるときには人数と合わせて子どもさんのお名前とかを照らし合わせながら確実に降ろしていただくと。

それから、やはり降りる場所にも関して、降りたところも交通安全とか、そういう観点から考えますと、なかなか降りた後の自宅までの歩いていくところ等々でもやはり心配なところもありますし、これからやはり冬期間のスクールバスの運行もありますので、その点も踏まえてルールづくりとか徹底していただいて、安全・安心に子どもさんをお送りできるような環境をぜひとも見いだしていただいて、地域の人たちとも連携しながらやっていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 対策につきましてですけれども、先ほど教育長からも報告させていただきましたように、受託事業者さんに対しての降車確認の徹底を指示をされていて、今そちら実施しているところです。それで、今後の対策につきまして、今ちょっとお話出ましたけれども、各停留所における降車予定人数と、実際運行しながら実際の降車人数、こちらを照合させながら運行していく仕組みづくりを事業者さん、あと教育委員会、学校と、今調整をしているところです。試行で特定の学校で始めて、うまくいくようであれば全体の学校で、そのやり方でやりたいということで今進めております。

○議長（三田敏秋君） 鈴木一之君。

○10番（鈴木一之君） ぜひともその辺りは、全国的なニュースの中で、当市は本当にそんなことがなくて、安心・安全で子どもたちを見守りながら、登下校の際も含めて子育て支援の中でも大切なことではありますが、見守り、安心・安全という観点からも、この事案を本当に二度とこのような格好がないように引き締めてかかっていたいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上であります。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 5番、小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） お疲れさまです。私も、今ほどのスクールバスの降車できなかった事例について、ちょっとお伺いいたします。

9月13日、降車できなかった事例、私もその当日の夜ですか、ネットニュースのほうで見ました。今回の事例は、本当に起きてはならない事例だと思いますし、これ委託している事業者の方の、要は安全管理の中に問題があったのだろうというふうに私は思っています。その中で、今課長のほうから今後人数の確認を徹底して行っていくのだというご説明ありましたけれども、今まではどうされていたのですか、安全管理に関しては。下車する段階で確認、どんな形でしていたのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 今までの人数の確認ですけれども、各学校でバスに児童を乗せる際に、何人乗りますよということはドライバーさんに伝える形でスタートしていたようなのですが、各停留所ごとの人数というのは、伝えている学校はあるのですが、少なかったということで、各学校ごとにばらつきがあるという形でした。運行事業者さんのほうでは、降りるときの人数をカウンターで確認をするという形でありました。最終降車場所で車内に子どもたちが乗っていないかを確認をさせていただいて、戻ってもらうと、そういう形で運行しておりました。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） ということは、今回も確認はしたのだというような認識でいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 今回最終確認場所、ドライバーさんが、聞き取りの中ではルームミ

ラーで誰もいないかを降車確認をして、いないと思って、学校に戻って、最終確認はしようとしていたということだったのですけれども、実際は眠っていて、降りていない児童が1人いたということになります。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） 今ほどの鈴木一之議員の質問、答弁を聞いていても、果たして再発防止が徹底されるのだろうかというふうに私ちょっと不安に思いました。今の答弁も含めて、これはマニュアルを徹底した形で作り上げていかないと、これは小学校に限らず、中学校も含め、保育園も含め、保育園は今カメラがついているのでしょね。そういうふうに感じていますけれども、これはちょっと人命に関わることですし、今回の事案は保護者から連絡があつて初めて動けたような状態になっているわけです。説明の中では、交通量が多かったところだったから確認できなかったということなのです。これは、降車場所を今後検討していくのだということはあると思いますが、交通量が多かったら確認しなくていいのかということにつながってきますから、その事業者に対しては徹底した形で、指導も含め、今後の再発防止については検討していただきたいと思います。最後、教育長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 予想していなかったことが起きて、予想していないというのは変なのですが、起きてしまったわけですが、事業者に対しては学校まで戻って確認するというのではなく、現在先ほど答弁させてもらったとおり、最寄りのより近い場所、安全な場所で最終確認を、しっかりドライバーさんが席を離れて最後尾まで行って、自分の目で確認してもらう、そういうことを徹底させていただくことにしております。そして、とにかく何人乗ったのか、それを確実に学校とドライバーが連携して確認する。そして、停留所の順番で何人降りるのか、それを確実に把握してチェックしていく。そして、最終確認、最終停留所で確実に降ろす。そのことを徹底して、今後発生しないように努めてまいります。

○5番（小杉武仁君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 山北の公共交通について、課長にちょっとお伺ひしたいと思ひます。

いよいよ山北の公共交通、念願だったタクシーがない地区のところではボランティアタクシーという格好で、先ほど市長から報告があつたとおり、10月1日から動くという格好で進めていただきまして、本当に感謝しているところでございます。その中で私、ボランティアタクシーの仕組みを見ますと、事前に登録しておかなければ駄目だというお話でした。今まで説明会等、課長を筆頭に山北地域4か所、5か所でやってもらつたのですが、実際やった時間帯というのは夜間だと思ひます。それで、実際今度乗る方というのは、登録する方というのは高齢者なのです。私近くの高齢者の皆さんとお話すると、やはり夜間の説明だったから聞いていないという方が非常に

多くいらっしゃいました。そういうことで、できれば高齢者が集まる時間帯というのだから、老人クラブの集まりとか、そういうところでの説明会をぜひとも考えて、会員をまず、登録者を増やしていただきたいと、そう思うのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（大滝敏文君） あらゆる機会を捉えて説明会開催をして、周知をして、より多くの方に登録をしていただき、このボランティアタクシーを多くの方に利用していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 課長がそういう考えであれば、これからはそういうところを大いに使って実施していただきたいと、そう思います。

それから、実は私も現実登録に、実際どんな用紙でどんな登録をしなければならないのかと行ってきました。その中で1つ疑問に思ったのですけれども、本人が来てくださいと、そう言われたのです。できれば、高齢者ですので、そこに行くのにも大変な方々なのでタクシーを使うわけですから、その辺のところをもう一度考慮した申請の仕方を考えていただければと、そう思いますので、よろしく願い申します。どうですか、課長。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（大滝 寿君） 初めての制度で、私どももいろいろな形での事務の進め方、それから対象者の把握の仕方、それから事務の取り方という部分をいろいろ考えてやってきました。やはり利用者が本意でなければならないというふうに考えておりますので、今後も改善して、できるだけ簡易になるように努めていきたいと思っております。

○7番（本間善和君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願

請願第6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書

請願第7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第5号から請願第7号までを一括して議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告

書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております請願第5号から請願第7号までの3議案については、去る9月15日午前10時より開会した市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

最初に、請願第5号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願について、紹介議員から補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明陳述を求めた後、審査に入りました。

自由討議を求めたところ、鈴木一之副委員長より、年金生活による生活困窮者が増えることにより、生活保護世帯への移行が増加し、住民税の減収などによる自治体の財政圧迫を招くことが考えられる。年金生活者の現状把握のため、村上市独自の実態調査をする必要があるとの意見がありました。

稲葉久美子委員より、物価が上がっていることやコロナ禍による一時金支給はあるが、恒常的にそれだけでは十分な生活を送ることができない。今の生活実態から基礎年金部分を引き上げる必要があると実感しているとの意見がありました。

木村貞雄委員より、国民の低所得者に関する問題であり、物価上昇で大変なことから、今までの国の助成などとは別に公的年金基金を有効に活用してほしいとの意見がありました。

自由討議を終え、討論を求めたところ賛成の討論が1件、反対の討論が1件ありました。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第5号は賛否同数のため、委員長裁決により採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第6号 「インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について、紹介議員からの補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明陳述を求めた後、審査に入りました。

自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ賛成の討論が2件、反対の討論が2件ありました。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第6号は起立少数にて不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第7号 健康保険証廃止の中止を求めマイナンバーカード取得の強制に反対する請願について、紹介議員から補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明陳述を求めた後、審査に入りました。

自由討議を求めたところ自由討議なく、討論を求めたところ賛成の討論が1件、反対の討論が2件ありました。

以上で審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第7号は起立少数にて不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、請願第5号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第6号は採択しないことに決定をいたしました。

最後に、請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって請願第7号は採択しないことに決定をいたしました。

日程第4 議第83号 村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例制定について

議第84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定について

議第85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第83号から議第85号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から

議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇]

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第83号から議第85号までの3議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月13日及び14日の両日、午前10時から、市役所第1委員会室において、委員6名、副議長、副市長、教育長はじめ、理事者出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第83号 村上市文化財保存活用地域計画策定協議会条例制定について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、このタイミングに計画の策定を始める理由はどの質疑に、新潟県の文化財保存活用大綱が令和2年3月に策定され、それ以降は本市でも文化財保存活用地域計画を作成する予定でいたが、災害等の復旧関係で遅れたことにより、今定例会の上程になったとの答弁。

委員より、文化財保護法183条の9には計画の変更や計画実施に係る連絡調整についても協議会の所掌事務事項となっているが、本条例の第4条では委員の任期等は計画の策定が完了する日までとなっている。変更や進捗管理等の調整についてはどうなるのかとの質疑に、計画の策定後は村上市文化財保護活用地域計画審議会を改めて設置し、計画の進捗状況を確認する考えでいるとの答弁。

委員より、本市のしゃぎり屋台を修理できる人材も限られているが、文化財の修復等に係る人材確保は計画の中に入るのかとの質疑に、既に祭保存修理委員会があり、文化財が抱えている問題を整理し、具体的なものについては修理委員会で審議していくことになるとの答弁。

委員より、歴史的風致維持向上計画との整合性も図っていく理解でよいかとの質疑に、今回策定をする文化財保存活用地域計画については、今ある各種計画と調整や整合を図りながら進めていく計画となるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号 村上市支所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号は起立全員にて原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第83号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第84号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第85号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第86号から議第88号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第86号から議第88号までの3議案については、去る9月19日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第86号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、放課後等デイサービスの利用について希望した日に利用できない場合、その分を学童保育所の利用に充てるということだが、放課後等デイサービスの定員の枠は増やすことはできないのかとの質疑に、放課後等デイサービスについては、利用料の増に伴い、民間事業者と話をし、増やせるものであれば、その方向も考えたいとの答弁でした。

また、委員より、月によって違うかもしれないが、両方ダブって利用されている児童数はどのぐらいいるのかとの質疑に、放課後等デイサービスと学童保育所を利用している学童数は9月1日現在で23人であるとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、現在通所している児童には発達障がいや知的障がい児もおり、保護者や学校と協力してきめ細かく対応することでトラブルや事故を未然に防ぎ、安全で安心感のある保育事業を運営してきた実績があることから、公募によらずに指定管理ということだが、職員の中に介助員的な要素も加わっている職員はいるのかとの質疑に、山北地区には放課後等デイサービスの施設がないので、学童保育所の方に該当する児童を含めて一緒に活動している状況である。その分については指導員を加配して支援に当たっているとの答弁でした。

委員より、今年の3月に出されている令和5年度の児童館・学童保育所放課後児童支援員の登録者募集要項では、児童支援員補助員の時給が925円になっている。今年の10月からは最低賃金が931円になるのに、なぜこのような募集要項になったのか。また、この最低賃金は反映されるのかとの質

疑に、作成した時点の最低賃金で募集要項が作成されているが、この10月からはご指摘のとおり931円に最低賃金上がることから、現在全庁的に最低賃金を上げることで改正の取組が取られているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第86号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、午前11時まで休憩といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-
- 日程第6 議第89号 市道路線の認定について
議第90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第93号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第94号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第95号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第89号から議第95号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） 皆様、おはようございます。ただいま上程されております議第89号から議第95号の7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月20日及び21日の午前10時から、第1委員会室において、委員6名、議長、副市長はじめ、理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第89号 市道路線の認定についてを議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第89号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第90号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第90号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第91号から議第94号までの公の施設に係る指定管理者の指定についての4議案を一括議題とし、農林水産課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の地区は比較的に大きい集落であるが、今後小さい集落では管理できずに廃止したいとの動きもあると思うがとの質疑に、現在中浜農村公園が利用頻度も低く、管理も難しいため、公共施設マネジメントプログラムで検討している。ただ、ほかの公園で具体的に廃止という形で進めているところはない。今後も各集落の方と話し合いながら検討していくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議

第91号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第92号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第92号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定いたしました。

次に、議第93号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第93号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第94号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第94号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第95号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、インバウンドが増える中で、駅前観光案内所の職員で外国語対応ができる人はいるのかとの質疑に、英語の堪能な方が1名いるとの答弁。

委員より、観光案内所で自転車の貸出しをする考えはないかとの質疑に、町屋観光には自転車が有効であると捉えるが、具体的な検討までには至っていないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第95号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第89号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第95号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第 96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）

議第 97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第 98号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第 99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第96号から議第102号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）については、一般会計予算決算常任委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し、9月13日から21日までの間、延べ6日間にわたって各分科会でそれぞれ所管部分の審査を行いました。各分科会の審査が終了したことから、9月26日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会いたしましたので、審査経過についてご報告を申し上げます。

議第96号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。

それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第96号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第97号及び議第98号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課

長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上駅周辺の土地購入費を購入地積で割り返せば、およそ2万3,000円と平米単価も出るが、土地価格の妥当性はとの質疑に、土地価格については不動産鑑定士に委託して、取引事例も参考に算定された金額を基に計上しているとの答弁。

委員より、先行取得をしてから具体的な事業用地になるまでの流れはとの質疑に、事業を進めていく中で一部は道路であったり、国の行政施設や統合保育園となるが、事業が確定して買戻しができる状態になれば市で買い戻し、国費などで補充する流れになるとの答弁。

委員より、具体的な事業として使えるのは何年度ぐらいを予定しているのかとの質疑に、来年度、都市再生整備計画事業が国に採択されれば、土地造成が一番早くなるかと思う。造成の中では道路が市道として取扱いになれば、買戻しについて早ければ令和7年度となるとの答弁。

委員より、このタイミングで先行取得をする理由はとの質疑に、このタイミングになった点については、事業の進め方に合わせ、隣接する方々の土地が事業に必要であると判断し、話合いを進めてきたが、所有者からは今後の生活計画もあることから急いでほしいという要望もあり、所有者の理解があつてこのたびの提案につながったとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、上村正朗委員より、今の段階では早いのではないかという気がしている。市民に対する説明をし、市民の声を聞いてから議論して決めるべきとの意見。

鈴木いせ子委員より、令和7年度以降という話も伺ったが、そこまで行くには準備を進めておかなければ今後に結びつかないと思っているとの意見。

高田晃委員より、この一大プロジェクトは数十年前から本市を挙げてのプロジェクト事業である。その前段には、村上駅周辺まちづくりプランという大前提の計画があるわけだが、着々と実効性のあるものにしていくためには、早めに段階を踏んでいく必要がある。土地取得についても、早めに先行取得したいという理由もしっかりしており、今後も様々な調整が絡んでくることから、現段階の案件としては妥当だと考えるとの意見。

以上で自由討議を終了し、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第98号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第98号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第99号 令和5年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、先ほど報告いたしました議第88号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第99号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第100号から議第102号の3議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第100号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第100号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第101号 令和5年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第101号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第102号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第102号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第96号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

8番、鈴木好彦君。

〔8番 鈴木好彦君登壇〕

○8番（鈴木好彦君） ただいま議題となっている一般会計補正予算（第4号）で、歳出の部、2款1項5目財産管理費の土地取得特別会計繰出金ですが、説明によりますと、村上総合病院跡地付近及び道の駅朝日整備のための土地の先行取得に伴う繰出金の追加とのこと。このうち村上総合病院跡地付近のための土地の先行取得については、8月30日に村上駅周辺まちづくり大規模跡地利活用検討状況という報告を資料とCG動画で行われましたが、十分な質疑もなされていないこの時点で、内容について不明なまま、村上駅周辺まちづくり大規模跡地利活用案の一部を構成する民地の先行取得についての可否を問われても、判断する材料を持ち合わせていないのが現実です。

よって、本件は機が熟したしかるべき時期に検討されるべきものと申し上げ、このたびは積極的反対ではなく、賛成とする材料が不存在ということで反対することといたします。土地の先行取得に伴う繰出金の追加を含む本補正予算案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第96号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第4号）に反対の立場で発言させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375億2,730万円とする補正予算の中で、2款1項5目の6,900万円、土地取得特別会計繰出金、土地取得特別会計とあるところです。村上総合病院跡地に隣接する土地と、そして道の駅朝日道路拡張のための土地取得のためです。村上総合病院の新築移転の際、村上地域の基幹病院として維持するために村上市から当初20億円の予定が、諸資材の高騰で25億円以上の援助をしたところです。病院跡地を少しでも安く売ってくれないだろうかと心待ちにしていたところです。駅前で広い場所があるということは、それだけでもうれしいものです。駅を降りたら村上らしい風景が見られると思っていました。しかし、今は前代未聞の新型コロナウイルス感染症も終息していない中、また諸物価の高騰、災害で苦しんでいる市民が多くいる中で、市の財政も厳しい状況です。このとき

に6,900万円の土地を購入することが許されていていいもののでしょうか。当初から取得しようとしている土地、村上総合病院跡地とイオン跡地で構想を練ることを提案します。

そして、総合保育園は大き過ぎます。これから少子化で子どもの数が少なくなるからと読んでいるなら、少子化対策で策を練っているのがどうなるのでしょうか。保育園は余裕のある保育、子どもと保育士が向き合っている距離にすることが大切です。子どもの立場で考えることを希望します。よって、民地を取得する予算について反対の立場で発言させていただきました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第96号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第97号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

8番、鈴木好彦君。

〔8番 鈴木好彦君登壇〕

○8番（鈴木好彦君） ただいま議題となっています議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場から意見を申し上げます。

反対の理由は、議第96号の反対討論で述べた中に含まれているとおりでありますが、本案の提示を受けて感じたことを述べたいと思います。本案に含まれる村上総合病院跡地付近の土地の先行取得ですが、これは村上駅周辺まちづくり大規模跡地利活用を前提とするもので、その一部を構成する表裏一体のものです。にもかかわらず、村上駅周辺まちづくり大規模跡地利活用案の概要の多くは不明なままです。質疑も行われていない現在の状況において、議会は何をもって議第97号の可否に判断を下すのか、理事者側は議会が判断するに足る材料を提示したという考えで議会に諮っているのか、大いに疑問であります。例えて言うならば、あたかも内容には目をつぶり、黙したまま承認の印を押すよう迫られているがごときです。また、違う例で申しますと、何が描かれているか分からないジグソーパズルの1つのピースだけを預けられ、それをはめろと言われているようなものです。村上市議会の一人として、整合の取れない本案件を本来の道筋に戻すべきと申し上げ、跡地利活用案が村上市の将来を輝くものとし、市民に祝福される形で推進されることを希望し、反対の討論いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

6番、河村幸雄君。

[6 番 河村幸雄君登壇]

- 6 番 (河村幸雄君) 議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算 (第1号)、賛成討論であります。

村上駅周辺大規模跡地の利活用案については、先般全員協議会において説明を受けたわけですが、村上駅周辺まちづくりプラン基本構想の考え方に沿っており、また議会においても一般質問で度々質問のあった内容が具体的に図面や動画で示されたものであります。現段階においては納得のできる内容であると考えます。敷地については、北側が不整形であり、市道があるのに、そこに面していないこと、通り抜けできない状態では設計計画が制約されてしまい、施設利用者や田端町住民の利便性や機能性を考慮した場合、用地の取得は必要であると考えます。また、用地の協力なくしては今後の構想も描けません。土地所有者からの要望であるのであれば、この時点での用地の買収もやむを得ないものではないかと考えます。地元田端町地区民への説明会を開催、今後市民説明会やワークショップ、そしてサウンディング型市場調査などを予定しているとのこと。市民の意見を反映すべく知恵を出し合い、皆さんと共につくり上げていく新たなこのまちづくり、市民に対して丁寧な説明を行い、よりよい計画になるよう提案、そして民間活力導入にも期待をしつつ、このたびの土地取得特別会計補正予算には賛成の立場で討論を行うものです。

- 議長 (三田敏秋君) 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

7 番、本間善和君。

[7 番 本間善和君登壇]

- 7 番 (本間善和君) それでは、議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算 (第1号) について、反対討論をいたします。

ご承知のとおり、この土地取得補正予算は、村上駅周辺まちづくり事業に伴う用地買収費6,297万5,640円、建物等の補償として4,529万7,502円、総額で1億827万3,142円及び道の駅朝日の土地購入費等約5,400万円の補正予算を計上するものであります。この2本のうち、道の駅朝日の補正予算については、工事の進捗状況から妥当と思います。一方、村上駅周辺まちづくり事業に関する補正については、妥当性に乏しいのではないかと感じております。

村上駅周辺まちづくり事業補正予算についての反対理由のまず1点目、8月30日に開催された全員協議会の説明資料によると、市が検討している施設や施設の配置案について、今後村上市民の皆様等への説明やワークショップを開催して、施設の内容、施設の規模等の検討を進めていきたいとの説明でありましたが、説明会やワークショップ、統合保育園の保護者等からのご意見が反映されない中で、個人が所有する土地だけを先行する用地買収の補正予算は妥当とは思えません。説明会の開催において市民のご意見をお聞きし、それらのご意見が反映され、市民と共に新たな魅力と活力を生み出す市民交流の中心地及び安心・安全な夢のある統合保育園の事業計画を進めていただきたいと思います。

2点目、今回の補正予算で購入予定の大半の土地は、行政ゾーン、国の施設と示されています。これまでの議会への説明においては、国のどこの施設なのか、幾つの行政機関と協議を行っているのか、国の施設はいつ頃建設計画なのか、現在協議中としたならば、どの程度協議が進んでいるのか、全く説明がない中で、今回の土地取得特別会計補正予算が計上されました。このような点において、丁寧な説明を行い、妥当性があれば決して反対する補正予算ではありません。また、所管の総務文教常任委員会での質疑において、委員より、なぜ土地購入を急いでしなければならないのかとの質疑に、用地交渉において相手の要望で今回の補正予算を計上したとの答弁でありましたが、相手方の都合ではなく、お願いする土地に何年頃、何を建設するために必要なのか、明確に確定した段階で相手方にご理解をいただける用地交渉を行うべきと思います。現段階では時期尚早と感じております。これらの問題を解決し、再度計上していただきたいと、そう思っております。

以上2点の理由により、議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）について反対いたします。

最後になりますが、村上駅周辺まちづくり事業は、村上市の未来を左右する大事業であります。後世に悔いが残らないように慎重に事を進めていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 最後に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） 議第97号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、村上駅周辺大規模跡地の利活用案についてですが、村上駅周辺大規模跡地である村上総合病院跡地の利活用については、平成27年市民アンケート等を経て策定された村上駅周辺まちづくりプラン（基本構想）にのっとり検討されてきたものであります。村上駅周辺大規模跡地の利活用案については、先般全員協議会において説明を受けましたが、村上駅周辺まちづくりプランの考え方に沿ったものとなっており、またこれまで地元への説明や意見交換、また議会においても再三説明されてきた内容が具体的なデザインとして示されており、現段階においては納得できる内容であると考えます。その上で、民地取得の必要性については、病院跡地は広大地であります。敷地全体が非常に不整地であると市からの説明がありました。今回示されました3つの施設の必要性やその施設の配置、規模を想定すると、必要な民地の買収を行うことにより合理的な土地利用が可能となるだけでなく、病院北側の市道、番町1号線と病院南側の市道、南線との接続が可能となることから、病院跡地北側に面する住宅地の方にとって利便性の向上や防災力の向上につながるものと考えております。また、民地取得の時期についての考え方ですが、このたびの大規模跡地の開発については、村上総合病院跡地と民地を含めた開発区全体を捉えているものです。今回示されました市の

利活用案に対して、民地の所有者との理解と売買については内諾が得られていることに加え、それぞれの地権者がこの時期における売買の強い要望もあることから、この時点での用地買収は適切なものと考えます。さらに、村上総合病院跡地についても、JA厚生連と協定書を締結しており、土地の取得時期についても病院解体後に市が取得することで調整が行われているようですので、開発地全体で合意を得られた土地所有者から順に買収することは妥当性があると考えます。以上のことから、このたびの村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）については賛成するものであります。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第97号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第98号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第99号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第8 議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
議第104号 令和4年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定について
議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第103号から議第112号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

初めに、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については、先ほど報告いたしました議第96号に引き続き審査を行いましたので、審査結果についてご報告を申し上げます。

議第103号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長に対し質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第103号は起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第104号及び議第105号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第104号 令和4年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第105号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第107号から議第109号までの3議案は、先ほど報告いたしました議第99号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について報告いたします。

最初に、議第107号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第108号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第108号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第109号 令和4年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、介護保険給付費等準備基金積立金の決算額2億4,400万円を入れると基金の現在高は11億3,900万円となる。そこに令和5年度補正予算1億5,900万円追加して13億8,400万円くらいになると思うが、この介護保険特別会計の村上市の予算規模の場合、安心・安全な基金の目安はあるのかとの質疑に、明確な基準はないが、少し多いのではないかとの意見はある。現在第9期介護保険事業計画を策定中であり、今後第1号保険者が減少することにより、保険料は減少していく。そして、介護給付費のほうについては増えていくような推計もあるので、第9期では基金の額と保険料の推移、介護給付費の推移を見ながら、中長期的に基金を使っていきたいと考えているとの答弁。

委員より、国保の基金約4億円と比較すると3倍以上の金額となる。短期的に今の保険料を納めている方にも恩恵があるようなことも考えられないのかとの質疑に、第8期に立てた今後の見通しでは、介護保険料の標準額が基金を入れないと7,000円を超える設計となっている。第9期については基金を使いながら、なるべく今介護保険を納めている方の負担にならないような保険料の設定を考えているとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第109号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第106号及び議第110号から議第112号の4議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をしました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第106号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今シーズンの営業までに災害復旧は間に合うのかとの質疑に、本年度に発注した工事で終わらない部分もあるが、グレープロードについては最低限の安全を確保した上でオープンを目指しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第106号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第110号 令和4年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第110号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第111号 令和4年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第111号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第112号 令和4年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第112号は起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第103号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第103号 令和4年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で発言させていただきます。

令和4年度一般会計、収入済額429億3,192万930円、支出済額397億9,537万3,574円の中で、令和4年8月3日の豪雨災害復旧関係の支出が43億円を超え、10%を超えていることです。予想もしていなかった激甚災害となりましたが、被災した地域の皆さんが大変な思いをされ、また村上市としても予断を許さない災害復旧に取り組んだことです。もちろん令和5年度にも引き続き復旧作業は続いています。突然やってくるのが災害です。50年に1度やってくるかという時代ではないでしょう。気候変動は人災でもあるわけですので、災害に耐えられる施策が必要です。豪雨災害の避難から解除を心待ちにして1年を過ぎた今、ようやく避難解除ができる見通しとなりましたが、心の傷はまだ癒えない状態ではないでしょうか。切ない顔をして被災現場を見る姿には何とも言えない気持ちになります。災害復旧は最後まで成し遂げてほしいと思います。畑で野菜を作り、食することが生活の重要な一部である人たちも諦めることなく元の生活に戻れることを要望いたしまして、令和4年度の決算認定について賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第107号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第108号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第109号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第109号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第110号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第111号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第112号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9 議第113号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第5号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第113号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第113号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ720万円を追加し、予算の規模を375億3,450万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、村上市民ふれあいセンターの空調整備に老朽化による不具合が生じており、改修工事が必要となったことから、その設計業務に係る経費について追加しようとするものであります。

歳入におきましては第20款繰越金で前年度繰越金720万円を、歳出におきましては第7款商工費で村上市民ふれあいセンター経費720万円を、それぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、このたびの設計業務が翌年度にわたることから、村上市民ふれあいセンター測量設計等委託料について追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第113号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第4号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第4号及び議員発議第5号の2議案は、いずれも私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第4号及び議員発議第5号 私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月14日に開催された総務文教常任委員会の協議会で審査され、いずれも願意了承された陳情に基づく意見書の提出であり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料のとおりですが、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしており、新潟県でも約2割の高校生が私立高校で学んでいます。令和2年の高等学校修学支援制度の拡充により授業料の無償化が進みましたが、入学金や施設設備費の負担が残されているほか、一定以上の収入のある世帯では学費負担での公私

格差が広がっていることから、私立高校への就学支援制度拡充と入学金への新たな助成措置を要望すると同時に、不足する専任教員の増員が可能となるよう経常費助成の増額を要請するものであります。

議員発議第4号の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。議員発議第5号の提出先は、新潟県知事であります。

賛成者は、両議案ともに上村正朗議員、山田勉議員、鈴木いせ子議員、小杉武仁議員、そして提出者はいずれも私、高田晃でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第4号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第4号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第5号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議員発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の
提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求め

る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る9月14日に開催された総務文教常任委員会協議会で審査された意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料のとおりでございますが、北朝鮮による日本人拉致問題は、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過しました。新潟県では拉致被害者5名のうち横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしていない中、被害者自身やその家族の高齢化が進み、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれています。よって、国会及び政府におかれましては、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を最優先、最重要課題と位置づけ、国際社会と連携を強化しつつ、国を挙げて全力で取り組まれるよう強く要請するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官（拉致問題担当）、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、上村正朗議員、山田勉議員、鈴木いせ子議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、高田晃でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第6号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第7号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の
提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第7号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） ただいま上程されました議員発議第7号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出についてであります。本案は去る9月15日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであります。村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては、皆様へ配付されております資料に記載されてのとおりですが、相次ぐ年金の削減や物価の高騰などは年金受給者の生活に深刻な影響を与えています。生活保護に移行する高齢者も急増し、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらしています。厚生労働省も高齢者の危機的状況を受けて、基礎年金改善の検討を始めています。このようなことから、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を要請するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、菅井晋一議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、そして提出者は私、稲葉久美子でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） お疲れさまです。冒頭、初日の紹介議員のときにも質疑させていただきましたけれども、今回の意見書の提出に当たって、今発議者である稲葉議員にご質問させていただきますが、このように物価の上昇に見合う老齢基礎年金、具体的に金額的に幾らぐらいになるというふうに想定されていますか。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 幾らぐらいという金額については、されていませんし、ただ基礎年金を上げるようにということですので、それなりの準備がされているというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 物価の上昇率からいくと、今現在2%から3%と言われているわけです。そうすると、先般私も指摘したように、仮に6万四、五千円の年金満額もらっている方でも、せいぜい1,000円か1,500円ぐらいの値上げにしかこの意見書に基づけばならないというふうに私は理解するのです。稲葉さん今言われたように金額が分からないと言うけれども、実質的にはそのぐらいの金額なので、私は若者の現役世代の将来的な負担を考えれば、今頂いている高齢者の方に関しては我慢していただくというのも我々の務めではないかなというふうに私は考えるのだけれども、発議者はいかが考えますか。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 実際年金給付受けている方たち、基礎年金の低いのに大変困っているわけです。それで、働いて多額の年金をもらっている人たちはそれに相応しいと思うのですが、本当によく一生懸命に働いたなという方でも7万5,000円くらい、1か月、そんな切実ですので、本当に今1,000円という金額おっしゃられましたけれども、1日1,000円の生活していても間に合わないという、そういう生活ですので、本当に1,000円であろうと2,000円であろうと、私は引き上げることは必要だというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 稲葉さんの説明の中でも話しましたがけれども、私も同感だというふうには思うのだけれども、これで生活できなければ生活保護の受給者が増えていくというふうな話しましたがけれども、現状村上市で、この物価上昇始まってからどのぐらいの方がそれに移行されたかというのは議員は承知しているのですか。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） すみません、聞いたことはありますけれども、数字的にはつきり分かりません。ただ、本当に生活保護を受けられるか受けられないかの境にいるということだけは、皆さんがそういう状況であるということだけは承知しています。

○12番（尾形修平君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第7号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定をし、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和5年第3回定例会を閉会といたします。

皆様には長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 1時23分 閉会